

いつの間にか子どもがオンラインゲームで高額課金をしてしまった

【事例1】

小学生の息子にねだられ、息子のスマートフォンに私のクレジットカードを登録してオンラインゲームのアイテムを購入した。その後、息子が勝手に100万円を超える課金をしてしまった。息子のスマートフォンに私のカード情報が記録されたままになっており、パスワードは都度入力する必要がない設定になっていた。

【事例2】

中学生の息子がオンラインゲームをしたいというので、私のスマートフォンをしばらく貸していたところ、携帯電話業者から電話利用料とともにゲームアイテムなどの料金、併せて120万円が請求された。

【事例3】

高校生の息子に「200円だけ」と言われ、息子のスマートフォンに私のクレジットカードの番号と暗証番号を入力した。入力した暗証番号等は自動で端末から削除されると思っていたが、後日、仕事の決済をしようとしたら限度額まで使われており決済できなかった。確認すると息子が50万円を超える課金をしていた。

オンラインゲームで子どもが保護者に無断で課金等を行い、高額請求となったという相談が増加しています。

この中では、保護者が「ペアレンタルコントロールに関して知らなかった」、「スマートフォンの電話利用料金と合算してアイテム等の購入代金も支払うこと（キャリア決済）ができるとは思わなかった」「パスワードは課金の都度、入力するものだと思っていた」等、オンラインゲームでの課金や決済の仕組みについての理解が不十分であったため、子どもが課金を繰り返し行ったと思われる事例が見られます。

子どもとお金の大切さやスマートフォン等の端末とオンラインゲームの利用ルールを話し合って理解させるとともに、保護者自身もIDやパスワード、決済の設定状況の管理等の重要性を認識し、予期せぬ高額請求を防ぐようにしましょう。

【消費者へのアドバイス】

1. 子どものスマートフォン等の端末や、ゲーム機器の利用を管理するための「ペアレンタルコントロール」機能を活用しましょう。
2. 決済時に都度パスワード（暗証番号）を入力する設定になっているかを確認する、キャリア決済の上限額を設けるなどしましょう。
3. 請求の見落としを防ぐため、課金を行った際には、保護者が普段使用しているメールアドレスに決済完了メールが届くよう設定しましょう。又、クレジットカードの利用明細はこまめに確認しましょう。

困った時には、お近くの消費生活センター等にご相談ください。

消費生活センターへのお電話は、消費者ホットライン「188」へお掛けください。

（くらしの110番 2022年1月）

困ったときは、まずご相談ください！

**<三芳町消費生活センター>**

月・火・木・金曜日（電話・来所） 午前10時～午後12時、午後1時～午後4時

※上記曜日以外 行政職員対応

電話番号：049-258-0019（内線292）